

## くらし見守りサービス(自宅・家族の見守り) 重要事項のご説明

以下に、くらし見守りサービス(自宅・家族の見守り)(以下、本サービス)の契約内容およびサービス提供に関する大切な部分(重要事項)を掲載いたします。ご契約にあたっては、本書面(次ページ以降のご利用規程含む)をご確認いただき、契約内容を正しくご理解のうえ、お申し込みください。

チェック欄

### 1. 契約の概要について

- ①本サービスの利用開始について
  - ・本サービスのご利用は、東京ガスネットワーク株式会社所有のガスメーターが設置されている住戸に限ります。ただし、東京ガス(以下、当社)が認めた場合はこの限りではありません。
  - ・本サービスの利用開始日は、ご登録いただいたメールアドレスに「くらし見守りサービスご契約手続き完了のお知らせ」メールでお知らせします。
- ②サービス料金について
  - ・本サービスは、任意加入の有料サービスです。
  - ・サービス料金のお支払方法は、口座振替またはクレジットカード払いとなります。
  - ・本サービスのご利用には、『ご契約書』に記載された月額料金および初期費用のお支払いが必要となります。また、販売機器の追加購入、販売機器の交換等で訪問による作業をご希望の場合は、月額料金の他に機器代金、作業手数料または電池交換作業手数料(【別紙1 サービス料金】参照)がかかります。
  - ・月額料金は、本サービス開始の翌月分から終了月分まで1か月単位で毎月お支払いいただきます。日割計算(利用日数による計算)はいたしません。
- ③本サービスの解約について
  - ・ご契約者のお申し出により本サービスを解約される場合は、当社規定の手続きが必要です。
- ④クーリングオフについて
  - ・『ご契約書』を受領した日を含む8日間は、書面によりお申込みの撤回または契約の解除をすることができます。
- ⑤個人情報の利用目的について
  - ・お客さまの個人情報の利用目的については、当社ホームページ(<https://www.tokyo-gas.co.jp/utility/privacy/customer/index.html>)をご確認ください。

### 2. 本サービスの注意事項(本サービスの内容については、『パンフレット』・『ご利用の手引き』等でご確認ください。)

- ①本サービスの利用について
  - ・本サービスのご利用には、専用のアプリケーションがインストールされたスマートフォン等が必要となります。
  - ・本サービスは、ご購入いただいたセンサーに基づき鍵の施錠状態、ドア・窓等の開閉状態、帰宅状況を検知するものであり、安全確認・安否確認を行うものではありません。
  - ・ご契約者または設置先の居住者の移転があった場合には、当社が定める方法で当社に速やかに連絡していただく必要があります。
  - ・警備員駆けつけのご利用には、提携先の警備会社との契約が必要となります。
  - ・電話健康相談は、疾病等に対する診療や、症状の治療を目的とした医療行為を行うものではありません。
- ②機器の設置について
  - ・販売機器を追加購入される場合、または故障等で交換される場合は、原則ご利用者自身で設置していただきます。
  - ・カギしめ確認センサーおよび開け閉め確認センサーは、両面テープで固定してご利用いただきます。当社では、機器を取り外した箇所の復旧および復旧に関する費用は負担いたしません。
- ③機器の保証について
  - ・販売機器の保証期間は、初回設置日から1年間となります。
  - ・販売機器が故障した場合、本サービスを継続するには交換または再購入が必要となります。
  - ・販売機器において、当社の責めに帰すべき事由による破損、汚損、故障または動作等の不良があった場合は、設置日から8日以内にご連絡をいただいた場合に限り、返品、無償交換または返金に応じます。
- ④貸出機器について
  - ・貸出機器の故障等がご利用者の責めに帰すべき事由による場合、当社に対し機器相当額を支払うものとし、再設置に係る費用はご利用者またはお支払者の負担となります。
  - ・本サービスが解約となった場合は、貸出機器を当社指定の返却方法により、遅延なく返却していただきます。

## くらし見守りサービス(自宅・家族の見守り) ご利用規程

### 1. 目的

本規程は、東京ガス株式会社（以下「当社」といいます。）が、ご利用者に、第3条に定めるくらし見守りサービス（自宅・家族の見守り）（以下「本サービス」といいます。）を提供するにあたっての条件等を定めることを目的とします。

### 2. 用語の定義

本規程における用語の定義は、以下のとおりです。

- ①ご契約者 : 当社と本サービスの提供を約する契約（以下「本契約」といいます。）を締結された方
- ②貸出機器 : 本サービスを提供するにあたり、当社から貸し出す機器（ホームゲートウェイ、通信ドングル）
- ③販売機器 : 本サービスを提供するにあたり、ご契約者が購入する機器（【別紙1 サービス料金】参照）
- ④設置先 : 貸出機器を設置する場所であり、また、本契約にかかる契約書（以下「契約書」といいます。）の設置先欄に記載された住戸（貸出機器の設置先は、東京ガスネットワーク株式会社所有のガスメーターが設置されている住戸（以下「本サービスの対象場所」といいます。）に限ります。ただし、当社が認めた場合はこの限りではありません。）
- ⑤お申込者 : 本サービスのお申込書またはホームページの申込みサイトからお申込みされた方
- ⑥お支払者 : 契約書のお支払者欄にお支払者として明示された方
- ⑦ご利用者 : ご契約者およびご契約者から本サービスの利用を許諾された方
- ⑧アプリ : 当社が提供する Android OS および iOS 上で動作する本サービスに関するスマートフォンアプリケーション
- ⑨サービス料金 : 本サービスに関するすべての料金（【別紙1 サービス料金】参照）
- ⑩提携先企業 : 第3条に定める「警備員駆けつけ」、「電話健康相談」のサービスを提供する企業

### 3. サービスの内容

本サービスの内容は、以下①～⑤のとおりです。

#### ①カギしめ確認

玄関ドア等のサムターン付近に取り付けた「カギしめ確認センサー」が、センサーとサムターンのつまみとの距離を赤外線のリフレキションで検知し判定を行うもの。センサー設置時にカギの「施錠状態」、「開錠状態」での反射時間をセンサーに登録し、検知した情報と事前に登録した情報に基づきセンサーが判定を行うもの。ご利用者がアプリから問合せを行った際にセンサーが動作し、センサーが判定した情報をスマートフォン等に通知するもの。

「開け閉め確認センサー」を合わせて設置し連携設定を行うと、「開け閉め確認センサー」が検知している状態が変わってから、設定した時間経過後に自動で「カギしめ確認センサー」が動作し、「カギしめ確認センサー」が「カギが施錠されていない」と判定した場合に、その情報をスマートフォン等に通知するもの。

#### ②開け閉め確認

窓ガラスと窓枠またはドア本体とドア枠等に「開け閉め確認センサー」と磁石を設置し、「開け閉め確認センサー」がセンサーと磁石の距離を磁気の大ささで検知し、センサーが一定以上の磁気の大ささを検知した場合に「窓・ドアが閉まっている」、それ以外の場合は「窓・ドアが開いている」と判定するもの。判定している状態が変わった場合にその情報をアプリに表示するもの。警戒モード中に、センサーが「窓・ドアが開いている」と判定した場合は、スマートフォン等に通知するもの。

#### ③おかえり確認

「おかえり確認センサー」がホームゲートウェイと、無線通信可能な範囲にあるか否かを検知し、設定した時間以上無線通信が取れない場合に「不在」と、それ以外の場合は「在宅」と判定するもの。判定している状態が変わった場合にその情報をアプリに表示するもの。

#### ④警備員駆けつけ

設置先の状況に心配事がある場合に、提携先企業の警備員に設置先への駆けつけを要請できるもの。

警備員駆けつけは提携先企業が提供する。ご利用には、提携先の警備会社との契約が必要。詳細は「全日警 警備員駆けつけ ご利用規程」を参照のこと。

#### ⑤電話健康相談

ご契約者またはご契約者の家族の体調に心配事がある場合に、電話または Web で専門相談員へ相談できるもの。

電話健康相談は提携先企業が提供する。

### 4. 機器の設置および設定

(1) 当社は、本サービスを提供するにあたり、貸出機器の設置を行います。貸出機器の設置は、当社または当社が委託する設置業者（以下「施工者」といいます。）が設置先に訪問し、作業を行います。訪問日時は、施工者のご契約者との間で決定します。作業には、ご契約者の立ち会いが必要となります。また、貸出機器の設定時には、アプリがインストールされたご利用者のスマートフォン等が必要となります。

- (2) 販売機器の初回設置は、前項の貸出機器と合わせて施工者が作業を行います。販売機器を追加購入される場合は、原則として、ご契約者の責任と費用負担で設置していただきます。施工者の訪問による設置を希望する場合は、【別紙 1 サービス料金】に定める作業手数料をお支払いいただきます。
- (3) ドア・窓の形状や素材によっては、カギしめ確認センサーおよび開け閉め確認センサーを設置できない場合があります。
- (4) 施工者が販売機器を設置する場合、カギしめ確認センサーおよび開け閉め確認センサーは、ご利用者が希望する設置先のドア・窓等の、施工者が選定した位置に両面テープで固定してご利用いただきます。当社は、販売機器を両面テープで固定したことに起因する損害（販売機器を取り外した箇所の復旧を含みます。）について何ら責任を負担しません。また、復旧に関する費用は当社では負担しません。販売機器の交換・撤去はご利用者の責任において実施いただきます。
- (5) 販売機器はセンサーの種類を問わず、合計 10 台まで設置可能です。
- (6) 施工者による初回設置完了後、設置作業の不備が発覚した場合、設置完了日から 14 日以内に当社の本サービスに関する窓口へ申し出た場合に限り、当社は無償で設置作業のやり直しのみを行います。
- (7) ご契約者が追加購入した販売機器の施工者による追加設置完了後、設置作業の不備が発覚した場合、設置完了日から 14 日以内に当社の本サービスに関する窓口へ申し出た場合に限り、当社は無償で設置作業のやり直しのみを行います。

## 5. 利用申込

- (1) お申込者は、あらかじめ本規程の内容を確認し、同意のうえ、当社所定の手続きに従って、本サービスの申込みを行うものとします。
- (2) 当社は、次の各号のいずれかに該当するときは、本サービスの申込みを承諾しないことがあり、またその理由について一切開示義務を負わないものとします。
  - ① 申込内容について、虚偽の記載、誤記、記載漏れまたは入力漏れがあったとき。
  - ② 本サービスを含む当社が提供するサービス等に関する債務の履行が滞ったとき、もしくは契約に違反したとき、またはそれらのおそれがあると当社が判断したとき。
  - ③ 貸出機器または販売機器の設置先が本サービスの対象場所以外であるとき。
  - ④ 当社の業務の遂行上または技術上支障をきたすと当社が判断したとき。
  - ⑤ お申込者、ご利用者またはお支払者が、第 24 条第 1 項に違反し、または違反するおそれがあると認められるとき。
  - ⑥ その他当社が適切でないと判断するとき。

## 6. 契約

- (1) 本契約（「警備員駆けつけ」を除きます。）は、施工者が貸出機器の初回設置前に契約書を受領した際に成立し、ご契約者が解約の手続きを行うまで継続します。
- (2) ご契約者は、設置先の所有者および賃借人、その他の居住者に本サービスの貸出機器および販売機器の設置について承諾を得る必要があります。
- (3) ご契約者とお支払者が異なる場合には、ご契約者は事前にお支払者に支払意思および本規程の承諾を得る必要があります。この場合であっても、ご契約者は支払義務を免じられることはなく、お支払者がサービス料金等の一部でも期限に不払いの場合には、ご契約者がサービス料金、その他本契約にかかる一切の債務の全額を支払う義務を負います。
- (4) 「警備員駆けつけ」を利用する場合、別途サービスを提供する警備会社との契約が必要となります。

## 7. ユーザー ID およびパスワード

- (1) 当社は、本サービスの提供に際して、ご利用者に発行するユーザー ID およびパスワード（以下「くらし見守り ID」といいます。）を用いた認証を行います。
- (2) ご利用者は、本サービスを利用するにあたり、当社所定の方法により、当社が連携する企業が運営する会員制サービスにおいて当該会員に付与された ID およびパスワード（以下「他社 ID 等」といいます。）を使用することができます。
- (3) 他社 ID 等のご利用者は、当社が連携する企業が運営する会員制サービスにおける会員情報の一部（以下「他社会員情報」といいます。）が当社に提供されることを承認したものとします。
- (4) ご利用者は、自己の責任において、くらし見守り ID を適切に管理（適切なパスワードの設定および定期的な変更を含みます。）および保管するものとし、これを第三者に共有、または貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはならないものとします。
- (5) 他社 ID 等のご利用者は、他社 ID 等および他社会員情報の登録・管理等を自己の責任において行うものとします。
- (6) くらし見守り ID、または他社 ID 等および他社会員情報の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用などによって生じた損害に関する責任はご利用者が負うものとし、当社は一切の責任を負いません。

## 8. サービスの利用



- (1) ご利用者およびお支払者は、本サービスの利用にあたり、本規程および「全日警 警備員駆けつけ ご利用規程」を遵守するものとします。
- (2) サービス開始日は、「【くらし見守りサービス】ご契約手続き完了のお知らせ」メールでご利用者にお知らせします。
- (3) 本サービスは、ご利用者のみが利用できるものとします。
- (4) ご利用者およびお支払者は、本サービスの利用にあたり、本規程および「全日警 警備員駆けつけ ご利用規程」にて禁止されている行為のほか、次の行為を禁止します。
  - ① 当社、他のご利用者または第三者の財産、プライバシー、著作権その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
  - ② 当社、他のご利用者または第三者に不利益もしくは損害を与える行為、または与えるおそれのある行為。
  - ③ くらし見守り ID または他社 ID 等を不正に使用する行為。
  - ④ 犯罪的行為もしくは犯罪的行為に結びつく行為、またはそのおそれのある行為。
  - ⑤ コンピューターウイルス等のプログラムを用いて本サービスの運営または当社の業務を妨げる行為。
  - ⑥ 法令等に違反する、または違反するおそれのある行為。
  - ⑦ 当社が不適当と判断し、行わないよう要求する行為。

## 9. 貸出機器および販売機器の維持管理

- (1) ご利用者は、善良な管理者の注意をもって貸出機器を次の各号のとおり管理します。
  - ① 貸出機器を第三者に譲渡もしくは転貸し、または担保の用に供しないこと。
  - ② 貸出機器を設置先の住戸から持ち出さないこと。また、みだりに設置場所を変更しないこと。
  - ③ 貸出機器を分解、解析、改造、改変もしくは損壊し、またはその他の方法によりその原状を変更しないこと。
  - ④ 貸出機器を本サービスの利用以外の用途に使用しないこと。
- (2) 貸出機器は、常に AC100V 電源が供給されている必要があります。
- (3) 貸出機器のファームウェアは、常に最新のものに更新されている必要があります。ファームウェアに更新があった場合は、当社ホームページまたはアプリ等でお知らせします。
- (4) 本サービスの利用にあたり、販売機器には常に電源が供給されている必要があります。電池交換等のご利用者の責任および負担において実施していただきます。訪問による電池交換を希望する場合は、【別紙 1 サービス料金】に定める作業手数料または電池交換作業手数料（電池代込）をお支払いいただきます。

## 10. サービス料金

- (1) サービス料金および支払期日は、【別紙 1 サービス料金】のとおりです。
- (2) 本サービスを利用するために必要なスマートフォン等の通信料、通話料およびインターネット接続料は、ご利用者が負担するものとします。
- (3) お支払者は、契約書に記載された内容に基づいて、【別紙 1 サービス料金】に定める月額料金および初期費用を当社に支払うものとします。なお、月額料金は日割り計算をしません。
- (4) 新規契約の場合、サービス開始日の属する月の月額料金は無料です。
- (5) 解約の場合、当社は解約日の属する月の月額料金を請求します。ただし、サービス開始日と解約日が同年同月の場合は請求しません。
- (6) サービス料金のお支払方法は、口座振替またはクレジットカード払いとなります。
- (7) サービス料金について、ガス料金や電気料金と合算でのお支払いはできません。また、くらし見守りサービス（ガス見守り）をガス料金との合算でお支払い中の方が、本サービスにご加入いただいた場合には、くらし見守りサービス（ガス見守り）に係る料金も本サービスと合算するものとし、ガス料金と合算でのお支払いはできません。
- (8) お支払者は、請求事業者またはクレジットカード会社の規程に基づいてサービス料金を支払うものとし、第 14 条に規定する解約の申し出またはその他ご契約者もしくはお支払者の申し出がない限り、継続してサービス料金を支払うものとします。
- (9) お支払者は、販売機器を追加購入される場合、【別紙 1 サービス料金】に定める販売機器代金を当社に支払うものとします。
- (10) 貸出機器または販売機器の不具合により、本サービスを利用できなくなった場合でも、その旨を当社にご連絡いただけない限り、当社は月額料金の請求を継続します。

## 11. ご契約者情報の変更、設置先の変更

- (1) ご契約者は、ご契約者または設置先の居住者の移転、ご契約者情報またはお支払方法の変更があった場合には、当社が定める方法により速やかにその旨を当社に届け出るものとします。ご契約者によるお手続きを行えない場合には、ご利用者またはお支払者が、当社が定める方法により速やかにその旨を当社に届け出るものとします。
- (2) 前項のご契約者情報の変更等に際して、貸出機器の設置先の変更が伴う場合には、ご契約者が本契約を解約したものと取り扱います。変更後の設置先においても本サービスの利用を希望される場合は、変更後の設置先で改めて契約を締結することとします。その場合、【別紙 1 サービス料金】に定める契約事務手数料をお支払いいただきます。

## 12. サービス提供の中断

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を中断することができるものとします。
  - ①地震、津波、台風、洪水、落雷等の天災地変、戦争、内乱、暴動、テロ行為、争議行為、輸送機関・通信回線等の事故、火災、停電、疫病の流行、その他不可抗力により本サービスの運営ができなくなった場合。
  - ②システムメンテナンスに伴い、本サービスの全部または一部が提供できない場合。
  - ③その他、当社が中断を必要と判断した場合。
- (2) 当社は、前項に基づき本サービスの提供を中断する場合には、あらかじめその旨をご契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
- (3) 当社は、第1項に基づき1か月以上にわたり本サービスの提供を中断した場合には、その間の月額料金を請求しません。再開日の翌月より月額料金を請求します。

## 13. サービスの利用停止

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する場合には、当社が定める期間、本サービスの提供を停止することができるものとします。
  - ①当社に届け出ている情報に変更が生じているにもかかわらず、ご契約者がその変更についての届出を怠っていることが判明した場合または当社に届け出ている内容が事実と反することが判明した場合。
  - ②ご利用者が第三者に支障を与える使い方でごサービスを利用したと当社が判断した場合。
  - ③ご契約者またはお支払者が、サービス料金の支払いを怠り、または怠るおそれがある場合。
  - ④ご契約者またはお支払者が、当社に対するその他の債務の履行を怠り、または怠るおそれがある場合。
- (2) 当社は、前項に基づき本サービスの提供を停止する場合には、あらかじめその旨をご契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

## 14. 解約

- (1) ご契約者は、ご契約者の都合により、当社へ解約の旨を連絡することで、いつでも本契約を解約できるものとします。
- (2) 当社は、次のいずれかに該当するときは、ご契約者に事前に通知することなく、直ちに本契約を解約することができるものとします。この場合、既にお支払済みのサービス料金は返金しません。また、当社は、次のいずれかにより損害を被った場合には、ご利用者に対して損害賠償を請求することができるものとします。
  - ①本契約成立後に、第5条第2項に該当する事由、その他当社が本契約締結を拒否すべき事由が判明したとき。
  - ②当社が第13条第1項に基づき本サービスの提供を停止した場合において、停止後当社の指定する期日までにその原因となった事由が解消されないとき。
  - ③ご契約者またはお支払者が、サービス料金の支払いを怠り、当社が相当の期間を定めて催告をしたにもかかわらず、当該期間内に支払いがないとき。
  - ④第11条第2項に基づき、貸出機器の設置先の変更が判明したとき。
  - ⑤ご利用者が、当社に対して、暴力的な行為、脅迫的な言動、法的な責任を超えた不当な要求、または嫌がらせ等をしたとき。
  - ⑥ご利用者が本サービスを利用することにより、他のお客さまの利用を妨げ、サービス利用の公平性を損なうとき。
  - ⑦その他ご利用者が本規程に違反したとき。

## 15. サービス料金の改定・消費税等の税率変更時の取扱い

- (1) 当社は、物価上昇、経済情勢の変動その他の事由によりサービス料金を維持しがたい場合には、その旨をご契約者に書面等で通知し、または当社ホームページ上で周知した上で、サービス料金を改定することができます。
- (2) ご契約者が新しいサービス料金による本サービスの継続を希望しない場合は、ご契約者は自ら手続きのうえ、本契約を解約することができます。
- (3) 法令改正に伴う消費税等の税率変更があった場合、新税率施行日の属する月から、新しい税率を適用したサービス料金を改定します。

## 16. ご利用規程の改定

当社は、当社が必要と判断した場合には、民法第548条の4の規定に基づき、本規程を変更する旨、変更後の本規程の内容および変更の効力発生日を、あらかじめ当社ホームページに掲載する方法、書面による通知、その他当社が適当と認める方法でお知らせすることによって、本規程の内容を変更することができるものとします。

## 17. サービスの終了

- (1) 当社は、当社の都合または提携先企業の都合により、本サービスの全部または一部の提供を終了することがあります。
- (2) 当社は、本サービスの全部または一部の提供を終了するときは、ご契約者に対し、終了する3か月前までに、その旨を当社ホームページまたは書面等にて通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

## 18. 機器の保証

- (1) 販売機器の保証期間は、保証書に記載のとおりです。
- (2) ご利用者は、貸出機器が正常な使用状態で動作しない等の故障または毀損（以下「故障等」といいます。）が発生した場合には、当社に対し、速やかにその旨を連絡するものとします。この場合、当社は貸出機器の点検または交換を行います。
- (3) ご利用者は、前項の故障等がご利用者の責めに帰すべき事由による場合、および、貸出機器を滅失もしくは紛失し、または盗難された場合には、当社に対し、機器相当額を支払うものとします。この場合、再設置に係る費用はご利用者またはお支払者の負担となります。
- (4) 販売機器において、当社の責めに帰すべき事由による破損、汚損または動作等の不良があった場合、販売機器の引き渡し後 8 日以内にご利用者が当社の本サービスに関する窓口に出した場合に限り、当社は返品、無償交換または返金に応じるものとします。
- (5) 当社は、以下のいかなる場合においても、販売機器の返品、無償交換、返金その他一切のご要望を承りません。
  - ・ご利用者の都合で当社が発送した販売機器を長期間受け取れなかったことにより、機器に不良が生じた場合
  - ・ご利用者が販売機器を適切に管理しなかったことにより、機器に不良が生じた場合
  - ・販売機器を引き渡し後に、機器に傷、汚損または破損が生じた場合
  - ・ご利用者の都合（誤操作、設置先との不都合等）による返品を希望される場合
  - ・保証書を紛失された場合

## 19. 貸出機器の返却

- (1) ご契約者は、本契約が解約された場合には、貸出機器を当社指定の返却方法により、遅滞なく当社に返却するものとします。なお、返却にかかる配送料金は当社負担とします。
- (2) ご契約者は、前項に定める貸出機器の返却の際、貸出機器以外の物品を同梱しないこととし、ご契約者が、貸出機器以外の物品を同梱したことによりご契約者または第三者に生じた損害については、当社は一切の責任を負いません。ご契約者から返却された貸出機器とともに、貸出機器以外の物品が付されていた場合には、付されていた物品にかかる所有権その他一切の権利を放棄したものとみなし、当社は、ご契約者に対して何らの通知をすることなく、これを廃棄または処分することができるものとし、ご契約者は、当社に対し、何らの請求もしないものとします。
- (3) ご契約者は、第 1 項に定める方法により貸出機器を返却しないとき、または当社の責めに帰することができない事由による故障等により貸出機器を原状に復することができないときは、当社に対し、直ちに貸出機器相当額を支払うものとします。

## 20. 電話健康相談

- (1) 電話健康相談の相談料は、【別紙 1 サービス料金】に定める月額料金に含まれます。
- (2) 電話健康相談は、疾病等に対する診療や、症状の治療を目的とした医療行為を行うものではありません。必要に応じて近隣の専門医療機関をご案内させていただきます。緊急の場合や症状が軽微でない場合は、医療機関へご相談ください。
- (3) 電話健康相談で提供した情報をもとにご利用者がとられた行動や結果に関して、当社および提携先企業は一切の責任を負いません。
- (4) 相談内容や利用状況によっては、ご利用をお断りすることがあります。
- (5) 電話健康相談のご利用は、ご契約者ならびにご契約者と同居の親族および別居の親族（2 親等内に限ります。）とさせていただきます。

## 21. 損害賠償

- (1) 当社は、当社の責めに帰すべき事由により、ご利用者が損害を被った場合、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、ご利用者に対して、逸失利益を除く通常かつ現実の損害に限り賠償責任を負います。
- (2) ご利用者の故意または過失により当社が損害を被った場合、ご契約者が当社に対してその損害を賠償するものとします。

## 22. 契約不適合責任の免除

当社は、本契約に定めるほか、機器またはその設置作業に関する不具合や不備等について一切の責任を負いません。

## 23. 免責

- (1) 次の各号のいずれかの事由により、本サービスの全部または一部をご利用になれない場合でも、当社はその責任を負いません。
  - ①ご利用者のスマートフォン等の故障や不具合等で、アプリをご利用になれない場合。
  - ②通信事業者およびインターネットプロバイダ等の通信設備の故障や保守を行なっている場合。
  - ③貸出機器を初回設置した場所からご利用者が移設等したことにより、電波環境が悪化した場合。
  - ④ご利用者または第三者の故意または過失により貸出機器または販売機器が滅失または毀損した場合。



- (2) 当社は、本サービスで使用されるセンサーの動作性、正確性、有用性等について、いかなる保証も行わないものではありません。したがって、本サービスで使用されるセンサーの誤作動や誤感知、センサーから発信される情報の遅滞や滅失、ドア・窓等の開閉や鍵の施錠および在宅等の事実とセンサーから発信される情報の齟齬等が生じた結果、ご利用者に損害が発生した場合であっても、当社は一切の責任を負いません。
- (3) 当社は、本サービスがご利用者の特定の目的に適合すること、期待する機能、商品的価値、正確性または有用性を有すること、ご利用者による本サービスの利用がご利用者に適用のある法令に適合すること、および不具合が生じないことについて、何ら保証するものではありません。
- (4) 天変地異等の避けられない事由によって、本サービス提供の不履行が生じたために、ご利用者に損害が生じても、当社はその責任を負いません。

#### 24. 反社会的勢力との関係排除

- (1) ご利用者およびお支払者は、暴力団関係者その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）でないこと、反社会的勢力に対して資金を提供する等、その維持運営に協力等しないこと、および法的な責任を超えた不当な要求行為等（準ずるものを含みます。）をしないことを表明保証します。
- (2) 当社は、ご利用者またはお支払者が前項に違反した場合は、何らの催告なく本契約を解約することができます。

#### 25. 権利帰属

本サービスに関する知的財産権は、すべて当社または当社にライセンスを許諾している者に帰属しており、本規程に基づく本サービスの提供は、本サービスに関する当社または当社にライセンスを許諾している者の知的財産権についての全部または一部の譲渡または移転を意味するものではありません。

#### 26. 譲渡禁止

- (1) ご契約者は、当社の書面による事前の承諾なく、本規程または諸規程等から生じる当社に対する権利または義務の全部または一部を第三者に譲渡もしくは貸与し、または担保の目的に供してはならないものとします。
- (2) 当社は、本サービスにかかる事業を他社に譲渡する場合には、当該事業譲渡に伴い、本契約上の地位、本契約に基づく権利および義務ならびにご契約者から提供された一切の情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、ご契約者は、かかる譲渡につき本項においてあらかじめ同意したものとします。なお、本項に定める事業譲渡には、通常の事業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとします。

#### 27. 業務の委託

当社は、本サービスの販売、機器の設置工事、サービス料金の請求その他本サービスに関する一切の業務について、第三者に委託することがあります。

#### 28. 個人情報

当社は、ご利用者の個人情報を、当社の個人情報保護方針（[www.tokyo-gas.co.jp/utility/privacy.html](http://www.tokyo-gas.co.jp/utility/privacy.html)）に従って取り扱います。

#### 29. 協議

- (1) 当社とご契約者は、本規程に定めのない事項については、法令および商習慣に従うほか、誠意をもって協議します。
- (2) 本サービスまたは本規程に関する一切の紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 30. 本規程の適用期間

本規程は2023年3月1日から有効とします。

#### 31. ふるさと納税返礼品として本サービスをご利用の場合の特則

- ふるさと納税返礼品として本サービスをご利用される場合は、前各条の規定にかかわらず、次のとおり取り扱います。
- (1) 本契約は、当社所定の手続きに従い本サービスの申込を行っていただき、当社が申込を受理した際に成立します。
  - (2) お申込みいただいた返礼品で定められた範囲でのご利用の場合、当社からのサービス料金の請求はありません。
  - (3) お申込みいただいた返礼品で定められた期間（以下「返礼品期間」といいます。）の終了後は、月額料金が発生します。当社は返礼品期間終了1か月前までにご契約者に解約意思の確認をさせていただきます。
  - (4) 返礼品期間中に本契約を解約した場合であっても、寄附金や販売機器の追加購入代金等は返金しません。

#### 32. 新築戸建て住宅の入居後に設置する場合の特則

新築戸建て住宅の入居後に貸出機器または販売機器を設置して本サービスをご利用される場合は、第1条から第30条までの規定にかかわらず、次のとおり取り扱います。

- (1) 利用権利証書に記載の無償期間（以下「無償期間」といいます。）は、当社からのサービス料金の請求はありません。

無償期間終了後は、月額料金が発生します。当社は無償期間終了 1 か月前までにご契約者に解約意思の確認をさせていただきます。

### 33. 新築戸建て住宅の入居前に設置済みの場合の特則

入居前に既に貸出機器または販売機器が設置済みの新築戸建て住宅において本サービスをご利用される場合は、第 1 条から第 30 条までの規定にかかわらず、次のとおり取り扱います。

- (1) 本契約は、当社所定の手続きに従い本サービスの申込を行っていただき、当社が申込を受理した際に成立します。
- (2) 販売機器は既に設置済みですので、施工者の訪問やご契約者の立ち合い等は不要です。貸出機器の設置は、利用者ご自身で行っていただきます。
- (3) 無償期間は、当社からのサービス料金の請求はありません。無償期間終了後は、月額料金が発生します。当社は無償期間終了 1 か月前までにご契約者に解約意思の確認をさせていただきます。
- (4) 入居時点で既に設置されている機器について、設置作業の不備が発覚した場合、サービス開始日から 14 日以内に当社の本サービスに関する窓口に申し出た場合に限り、当社は無償で設置作業のやり直しのみを行います。
- (5) 初回の販売機器において、当社の責めに帰すべき事由による破損、汚損または動作等の不良があった場合、サービス開始日から 8 日以内にご利用者が当社の本サービスに関する窓口に申し出た場合に限り、当社は無償交換のみに応じるものとします。
- (6) ご契約者は、サービス開始日から 1 年以内に初回の販売機器に瑕疵を発見した場合において、当社に対して遅滞なくその旨を通知したときに限り、当社に対して、当該販売機器の交換のみを請求することができます。



[別紙 1] サービス料金

サービス料金および支払期日は、以下のとおりです。

1. 月額料金

(1) 毎月 1 日から月末までの利用分を「1 か月分」とします。

(2) 月額料金の日割計算はいたしません。

表 1 暮らし見守りサービス月額料金

加入サービス	月額料金(税込)
自宅・家族の見守り	980円
ガス見守りおよび自宅・家族の見守り	1,480円

<口座振替>

当社システム切替（2023 年 2 月 20 日頃）以前にご契約の方：毎月 27 日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）引落。

当社システム切替（2023 年 2 月 20 日頃）以降にご契約の方：毎月第 16 ～ 17 営業日頃の引落。

<クレジットカード払い>

クレジットカード会社指定日決済。

2. 初期費用および追加購入費用

(1) 初期費用として販売機器代金と契約事務手数料（3,000 円（税込） / 契約）の合計金額をお支払いいただきます。

(2) 追加購入時は、販売機器代金をお支払いいただきます。

表 2 販売機器代金

販売機器	機器代金(税込)
カギしめ確認センサー	9,000円/個
開け閉め確認センサー	6,000円/個
おかえり確認センサー	5,000円/個

<口座振替> 初回月額料金（追加購入時は、購入翌月の月額料金）とあわせてお支払いいただきます。

<クレジットカード払い> サービス開始日にクレジットカード会社に決済処理いたします。

3. その他手数料

表 3 その他手数料

その他手数料	金額(税込)
作業手数料※1	3,700円/回
電池交換作業手数料(電池代込)	4,200円/回

※ 1 作業手数料は、販売機器の交換、追加購入時等に訪問作業を希望する場合に、お支払いいただきます。

4. 警備員駆けつけの出動費用

(1) 警備員駆けつけを利用した場合、出動費用として 1 回の出動あたり 6,000 円（税込）をお支払いいただきます。

(2) 出動費用は暮らし見守りサービスのご契約者さま向けページにてご指定いただいたお支払い方法で当社にお支払いいただきます。

(3) 支払時期は次のとおりです。

<口座振替>

当社システム切替（2023 年 2 月 20 日頃）以前にご契約の方：出動翌月 27 日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）引落。

当社システム切替（2023 年 2 月 20 日頃）以降にご契約の方：出動翌月第 16 ～ 17 営業日頃の引落。

<クレジットカード払い>

クレジットカード会社指定日決済。

説明日：

取扱店：

担当者：

お問い合わせ先：東京ガス ステーション 2 4



0120-117744 受付時間 / 9:00 ～ 17:00（日・祝日除く）

### 1. 目的

本規程は、東京ガス株式会社（以下「当社」といいます。）が、ユーザーに、暮らし見守りサービスアプリ（以下「本アプリ」といいます。）を提供するにあたっての条件等を定めることを目的とします。

### 2. 用語の定義

本規程における用語の定義は、以下のとおりです。

- ①ユーザー : 本アプリのご利用者（暮らし見守りサービス（自宅・家族の見守り）ご利用者に限ります。）
- ②ユーザー ID : ユーザーを識別するための文字列
- ③パスワード : ユーザー本人であることを認証するための文字列
- ④他社 ID 等 : 当社が連携する企業が運営する会員制サービスにおいて当該ユーザーに付与された ID およびパスワード

### 3. サービス内容

本アプリは以下の機能を提供します。各機能の詳細については、暮らし見守りサービス（自宅・家族の見守り）ご利用規程第 3 条を準用します。

- ①カギしめ確認  
アプリより問合せを行うと、その時点でのカギの状態を通知します。また、開け閉め確認センサーとの連携設定を行うと、センサーが検知した情報を基に開閉後鍵が開いていた場合に、通知します。
- ②開け閉め確認  
アプリより警戒モードを ON にセットすると、ドア・窓等に設置したセンサーの状態を基に開閉を通知します。警戒モード OFF の場合には、開閉情報は履歴として表示します。
- ③おかえり確認  
センサーとの通信の有無を基に帰宅・外出を表示します。センサーごとに通知の ON/OFF が可能です。
- ④ガス見守り  
暮らし見守りサービス（ガス見守り）ご利用者専用サイトへのリンクとなります。ガス見守りでは他社 ID 等による認証は適用外となります。

### 4. ユーザー ID およびパスワードの管理

暮らし見守りサービス（自宅・家族の見守り）ご利用規程第 7 条を準用します。

### 5. 本アプリの利用料

本アプリの利用料は無料です。ただし、本アプリを利用するために必要なハードウェアおよびソフトウェアに関する費用、通信料ならびにインターネット接続料は、ユーザーが負担するものとします。

### 6. 免責事項

当社は、当社の責めに帰すべき事由により、ユーザーが損害を被った場合、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、ユーザーに対して、逸失利益を除く通常かつ現実の損害に限り賠償責任を負います。

### 7. 禁止事項

ユーザーは、本アプリの利用にあたり、次の各号に該当する行為または該当するおそれがあると当社が判断する行為を行うことを禁止します。禁止事項に該当する行為を行った場合には、当社は当該ユーザーに対する本アプリの提供を直ちに停止または終了することができるものとします。また、禁止事項に該当する行為により、ユーザーまたは第三者に損害が生じた場合、当社は一切の責任を負わないものとします。

- ①当社、他のユーザーまたは第三者の財産、プライバシー、著作権その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- ②当社、他のユーザーまたは第三者に不利益もしくは損害を与える行為、または与えるおそれのある行為
- ③ユーザー ID、パスワードまたは他社 ID 等を不正に使用する行為
- ④犯罪的行為もしくは犯罪的行為に結びつく行為、またはそのおそれのある行為
- ⑤コンピューターウィルス等のプログラムを用いて本アプリの運営または当社の業務を妨げる行為
- ⑥本アプリが用いるネットワークシステムの正常な運用を妨害する行為、またはそのおそれのある行為
- ⑦法令等に違反する、または違反するおそれのある行為
- ⑧当社が不適当と判断し、行わないよう要求する行為

### 8. 本アプリの提供の中止

(1) 当社は、次の各号に定める場合において、ユーザーに予告なく本アプリの全部または一部の提供を中止することが

できるものとしします。

- ①本アプリの保守・点検を行う場合
  - ②通信回線等の障害が生じた場合
  - ③法令等に基づく措置があった場合
  - ④火災、停電または天災地変等の不可抗力による場合
  - ⑤くらし見守りサービス（自宅・家族の見守り）ご利用規程第 12 条に定める場合
  - ⑥その他本アプリの提供が困難と当社が判断した場合
- (2) 当社は、前項に基づき本アプリの提供を中止したことによってユーザーに生じた損害について、一切の責任を負わないものとしします。

## 9. 本規程の変更

当社は、当社が必要と判断した場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき、本規程を変更する旨、変更後の本規程の内容および変更の効力発生日を、あらかじめ当社ホームページに掲載する方法、書面による通知、その他当社が適当と認める方法でお知らせすることによって、本規程の内容を変更することができるものとしします。

## 10. 著作権等

- (1) 本アプリに含まれるすべての情報および画像（以下「コンテンツ」といいます。）は、当社または当社にライセンスを許諾している者の財産であり、著作権その他の知的財産権（以下「著作権等」といいます。）によって保護されています。
- (2) ユーザーは、著作権等の権利者の承諾を得ず、本アプリにより提供されるコンテンツを著作権法で定めるユーザー個人の私的使用の範囲を超えて使用または公開等の利用をすることはできないものとしします。
- (3) 前各項の規程に違反して著作権等に関する紛争が生じた場合、ユーザーは、自己の責任と負担において、その問題を解決するものとしします。

## 11. 情報の収集・保有・利用等

- (1) 当社は、ユーザーによる本アプリの利用に際して次の情報（以下これらを総称して「利用者情報」といいます。）を収集・保有します。
  - ①ユーザーの識別に関する情報
  - ②利用履歴、ユーザーの状態に関する情報
  - ③本アプリで設定された情報
- (2) 当社は、本アプリで提供するサービスの改善や本アプリの利便性向上、その他アフターサービス等の提供目的で利用者情報を使用します。
- (3) 当社は、前項の目的で利用者情報を分析するため、個人を識別できない統計データに加工した上で利用者情報を第三者へ提供できるものとしします。
- (4) 当社は、ユーザーの個人情報を、当社の個人情報保護方針（[www.tokyo-gas.co.jp/utility/privacy.html](http://www.tokyo-gas.co.jp/utility/privacy.html)）に従って取り扱います。

## 12. 反社会的勢力との関係排除

- (1) ユーザーは、暴力団関係者その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）でないこと、反社会的勢力に対して資金を提供する等、その維持運営に協力等しないこと、および法的な責任を超えた不当な要求行為等（準ずるものを含みます。）をしないことを表明保証します。
- (2) 当社は、ユーザーが前項に違反した場合は、何らの催告なく本アプリの提供を終了することができます。

## 13. 協議

- (1) 当社とユーザーは、本規程に定めのない事項については、法令および商習慣に従うほか、誠意をもって協議します。
- (2) 本アプリまたは本規程に関する一切の紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 14. その他

本規程に定めのない事項は、「くらし見守りサービス（自宅・家族の見守り）ご利用規程」によるものとしします。

2023 年 3 月 1 日制定